

木材利用ポイント事業の実施について

＜事業の目的＞

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものである。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対してポイントを付与し、第一次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行う。

1. 木材利用ポイントの付与対象

木材利用ポイントの付与対象となる工事又は製品は、都道府県段階での協議会（以下「協議会」という。）又は全国段階での有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）で認定（別紙1）され、全国事務局（以下「事務局」という。）に登録された事業者（以下「登録工事業者等」という。）が工事を行い又は製造する次の(1)から(3)までに掲げるものです。

- (1) 木造住宅
- (2) 内装・外装木質化
- (3) 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

(1) 木造住宅

次の①から④までの要件を満たす木造住宅の新築、増築又は購入を木材利用ポイント付与の対象とします。なお、共同住宅についても同じく、次の①から④までの要件を満たす場合は対象とします。

- ① 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに工事に着手（工事請負契約を締結した時点をいう。）するもの。ただし、基金管理委員会により認められた次の表に掲げる工法によるものについては、同表の工事着手期間となります。

工法	工事着手期間
北海道において、カラマツ又はトドマツを主要構造材等として材積の過半使用する木質プレハブ工法	平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

- ② 事務局に届け出た供給業者が供給する対象地域材（別紙２）を使用した建築材料を用いて登録工事業者等が工事を行うもの
 ※ 事務局に届出を行った供給業者は、事務局のデータベースに掲載されます。

- ③ 対象工法（別紙３）によるものであり、主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び間柱（厚さ 27mm 以上のものに限る。）において、延べ床面積の区分に応じて材積の過半に相当する基準として、以下の表の量以上に木材利用ポイントの発行を申請する工法における対象地域材を使用しているもの（対象地域材の量については、構造用合板又はこれに類するもの（ひき板又は小角材が隙間なく接着又は結合されており、構造用合板と同等以上の壁倍率又は床倍率を有することについて建築基準法に基づく指定性能評価機関その他の公的機関が行う性能評価により確認されるものであって、平成 26 年 4 月 1 日以降に着手する工事において使用されるものに限る。）であって、壁に使用する厚さ 12mm のもの並びに床に使用する厚さ 24mm 以上のものにおいて使用する対象地域材の使用量を含めることができます。また、住宅の新築時に地盤補強が必要な場合において、木杭を用いた地盤補強材を使用する場合は、木杭において使用する対象地域材の使用量を含めることができます。）

延べ床面積	対象地域材の使用量
80 m ² 未満	4 m ³
80 m ² 以上 95 m ² 未満	5 m ³
95 m ² 以上 110 m ² 未満	6 m ³
110 m ² 以上 125 m ² 未満	7 m ³
125 m ² 以上	8 m ³

- ④ 主要構造材として使用する対象地域材の産地及び樹種を看板への掲示等の方法で広く表示するもの

(2) 内装・外装木質化

次の①から④までの要件を満たす住宅の床、内壁、天井及び外壁の木質化工事を木材利用ポイント付与の対象とします。なお、共同住宅についても同じく、次の①から④までの要件を満たす場合は対象とします。

- ① 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに工事に着手（工事請負契約を締結した時点をいう。）するもの。ただし、天井について

木材利用ポイントの発行を申請する場合にあっては、平成26年4月1日から同年9月30日まで、登録建築材料のうち新規外壁材（外壁に使用するために新規に開発された建築材料であって、今後普及が見込まれると有識者委員会が認めたものをいう。以下同じ。）について木材利用ポイントの発行を申請する場合にあっては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事着手したものとなります。

- ② 登録工事業者等が工事を行うもの
- ③ 内装木質化工事の場合は、アからウまでの要件を満たすもの
 - ア 9㎡以上の床、内壁又は天井の工事を行うもの
 - イ 住宅の床、内壁又は天井の室内に面する部分に木材を使用するもの
 - ウ 供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料であって、登録建築材料（別紙4）又は対象地域材の天然木の板類（軽微な加工及び透明で見た目を損なわない塗装を施したものを含む。）を使用するもの
- ④ 外装木質化工事の場合は、ア及びイの要件を満たすもの
 - ア 10㎡以上の外壁の工事を行うもの
 - イ 供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料であって、登録建築材料又は対象地域材の天然木の板類（軽微な加工及び透明で見た目を損なわない塗装を施したものを含む。）を使用するもの

(3) 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

① 木材製品

次のア及びイの要件を満たす木材製品の購入を対象とします。

- ア 平成25年7月1日から平成26年9月30日までに購入されたもの。
ただし、次の表に掲げる木材製品については、それぞれ同表の購入期間となります。

木材製品	購入期間
第2次募集の結果、平成25年9月24日に開催の有識者委員会において認定され登録された木材製品	平成25年10月1日から平成26年9月30日までに購入されたもの
第3次募集の結果、平成26年3月に開催の有識者委員会において認定され登録された木材製品	平成26年4月1日から同年9月30日までに購入されたもの

- イ 対象地域材を使用した木材製品であって、募集要項に定める要件を満たすもの

② 木質ペレットストーブ・薪ストーブ

次のア及びイの要件を満たす木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入を対象とします。

ア 平成25年7月1日から平成26年9月30日までに購入されたもの。

ただし、第2次募集の結果、平成26年3月に開催の有識者委員会において認定され登録された木質ペレットストーブ・薪ストーブについては、平成26年4月1日から同年9月30日までに購入されたもの

イ 木質ペレット又は薪の木質資源を利用する暖房器具（産業用を除く。）であって、募集要項に定める要件を満たすもの

2. 木材利用ポイントの付与数

各ポイント付与対象工事等の内容、規模に応じて、次の考え方で木材利用ポイントを付与するものとします（1ポイント1円相当）。

(1) 木造住宅

木造住宅1棟当たり30万ポイントとします。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項の特定被災区域にある住宅が東日本大震災により「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明を取得した者等が、当該区域において新築、増築又は購入した木造住宅については、1棟当たり50万ポイントとします。

(2) 内装・外装木質化

床、内壁、天井又は外壁の木質化工事を行った面積に応じたものとして①及び②に定めるポイントを付与します。

① 内装木質化工事

工事部位及び新築、リフォームの区分に応じて、それぞれ次の表に掲げるポイントを付与します。

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁 ・ 天井	新築	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算

※ 内壁・天井については工事を行った内壁及び天井の面積を合算してポイントが付与されます。

② 外装木質化工事

工事部位及び使用する建築材料の区分に応じて、それぞれ次の表に掲げるポイントが付与します。

外壁	木質系外壁材	10 m ² 1.5 万ポイント 以降 10 m ² 増えるごとに 1.5 万ポイントを加算
	新規外壁材	10 m ² 7 千ポイント 以降 10 m ² 増えるごとに 7 千ポイントを加算

※ 内装及び外装木質化工事は、合計付与数の上限を 30 万ポイントとします。

(3) 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

1 製品あたり 10 万ポイントを上限とし、製品の価格帯の区分に応じて、その下限の価格の 10% 相当のポイントが付与します。

3. 木材利用ポイントの申請方法

(1) 木造住宅の新築、増築又は購入及び内装・外装の木質化工事

① 申請書の提出方法

木材利用ポイントの発行申請は、木造住宅又は内装・外装木質化の工事発注者及び住宅購入者（代理の者による申請も可能とします。）が申請書に必要事項を記入し、証明書類等とあわせて、事務局が全国約 700 か所、各都道府県に設ける申請窓口（木材、建築等関係者）に持参するか、直接事務局に郵送する方法で行います。ただし、当該申請と同時に即時交換の申請を行う場合には、申請窓口へ持参する方法のみで行っていただきます。

② 申請が可能となる時点

木材利用ポイントの発行申請は、対象となる木造住宅が竣工した時点（竣工した建売住宅を購入する場合は木材利用ポイント発行の対象者が購入した時点）又は内装・外装木質化の工事が完了した時点で行うことができます。

③ 申請回数

木材利用ポイントの発行申請は、住宅1棟につき1回限り行うものとします。なお、木造住宅の新築、増築又は購入及び内装・外装木質化の工事を順次行った場合も、木材利用ポイントの発行申請は1棟につき1回限りとします。

④ 共同住宅における木材利用ポイント発行申請

ア 木造共同住宅の新築及び増築の場合

共同住宅の所有者が棟ごとに申請します。なお、共同住宅の一戸分の分譲住宅を所有する居住者については戸別に申請することはできません。

イ 内装・外装の木質化工事の場合

共同住宅の所有者が棟ごとに申請します。ただし、共同住宅の一戸分の分譲住宅を所有する居住者が、戸別の内装木質化工事を行った場合は、一戸単位で申請することができます。

⑤ 申請期間

木材利用ポイントの発行申請期間は、平成25年7月1日から平成27年1月31日まで（登録建築材料のうち新規外壁材については、平成25年7月1日から平成26年7月31日まで）です。

(2) 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

① 申請書の提出方法

木材利用ポイントの発行申請は、木材製品又は木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入者が申請書に必要事項を記入し、証明書類とあわせて、直接事務局に郵送する方法で行います。

② 申請が可能となる時点

木材利用ポイントの発行申請は、対象となる製品を購入した時点で行うことができます。

③ 申請回数

木材利用ポイントの発行申請は、期間内であれば何度でも申請することができます。

④ 申請期間

木材利用ポイントの発行申請期間は、平成25年7月1日から平成27年1月31日までです。

4. 木材利用ポイントの交換

(1) 交換できる商品及びサービス

木材利用ポイントを利用して交換できる商品及びサービス（以下「交換商品等」という。）については、公募により選定された次のアからオ及びカに掲げるとおりです。

ア 地域の農林水産品等（加工食品及び伝統工芸品を含む。）

イ 農山漁村地域における体験型旅行

ウ 商品券

- ・ 全国商品券・プリペイドカード（当該商品券（事務局が別に定める農林水産品関連商品券を除く。）を提供する事業者が、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うものに限る。）

- ・ 地域商品券

エ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附

オ 被災地に対する寄附

カ 即時交換（木材利用ポイントの発行対象となる工事によって取得した木材利用ポイントを、当該工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事の代金に充当すること）

(2) 申請方法

① 木材利用ポイントの交換申請は、事務局に対して行います。事務局は、必要書類を確認し、申請された交換商品を提供する事業者に連絡をし、当該提供事業者は申請された商品を申請者に発送することとします。なお、交換商品の申請は、木材利用ポイント発行申請の際に行うことができます。また、発行された木材利用ポイントの範囲であれば何度でも申請を行うことができます。

② 即時交換の申請は、①にかかわらず、木材利用ポイントの発行申請と同時にを行うものとし、木材利用ポイントが発行された後に、即時交換の申請をすることはできないものとします。

(3) 利用制限

交換商品のうち全国商品券・プリペイドカード（事務局が別に定める農林水産品関連商品券を除く。）への交換及び即時交換を行う場合には、付与された木材利用ポイントの50%を上限に利用することができます。

5. 木材利用ポイントの申請期間

(1) 木材利用ポイントの発行申請受付期間については平成25年7月1日か

ら平成 27 年 1 月 31 日まで（登録建築材料のうち新規外壁材については平成 26 年 7 月 31 日まで）です。

- (2) 木材利用ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であっても木材利用ポイントの発行を終了することとします。なお、木材利用ポイントの発行額が予算額を超えると予想される場合は、混乱をきたさないよう事前に周知を行います。

6. その他

(1) 問い合わせ窓口

木材利用ポイントに関する問い合わせ先は、次のとおりです。

- ・ コールセンター

[電話番号] 0570-666-799（有料）

PHS、IP 電話からの問い合わせ 03-6701-3270（有料）

[受付時間] 9:00～17:00（土・日・祝日も受け付けます）

- ・ 木材利用ポイント事務局ホームページ

[URL] <http://mokuzai-points.jp>

(2) その他

木材利用ポイント事業については、今後も、一部変更等がありうることを御承知おきください。変更があった場合に上記のホームページ等で周知します。

別紙1

木造住宅又は内装・外装木質化の工事を行う事業者の認定申請について

1. 木造住宅又は内装・外装木質化の工事を行う事業者の認定申請については、それぞれ次の①又は②の機関に対して行うものとします。
 - ① 一の都道府県で木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者の認定申請については、事業者が工事を行う都道府県の協議会
 - ② 複数の都道府県で木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者の認定申請については、事業者が工事を行う都道府県の協議会又は有識者委員会

2. 認定申請を行う事業者は、地域の関係者と連携を行うものとし、事業目的に関連する次の①から③までの事項について誓約するものとします。
 - ① 地域材について、自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知すること
 - ② 農山漁村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、自らの地域活性化への貢献度合について情報発信すること
 - ③ 有識者委員会で認定を受ける事業者（以下「全国事業者」という。）にあつては、上記①及び②について、全国各地のモデルとなる取組を行うこと

3. 事業者が認定を受ける際には、次の①から④までの事項を記載した書類を提出して頂きます。なお、全国事業者にあつては、全国各地のモデルとなるような取組内容も併せて記載します。当該申請書類に記載された全国事業者が行うモデルとなる取組については、事務局のホームページで公表します。
 - ① 木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う地域において連携する木材供給業者、木材加工業者等の木材に係る関係者
 - ② 対象地域材の利用の促進や地域活性化への貢献の見込み
 - ③ ②の達成に向けた取組の具体的な内容
 - ④ その他認定に当たっての同意事項や誓約事項

対象地域材について

対象地域材とは、次の（１）及び（２）の要件を満たすものをいいます。

- （１） 次の①から③までのいずれかに該当するもの
- ① 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
 - ② 森林経営の持続性や環境保全への配慮等について、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
 - ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月・林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- （２） 資源量が増加しており、事業目的に照らし適切と認め、あらかじめ定める樹種又は、基金管理委員会が、農林水産大臣と協議の上、資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認め、指定したものであること

※ 資源量の増加の判断については、登録工事業者等から提出された国内外の客観的かつ科学的なデータに基づき行うものとします。

※ 事業の目的に照らし適切と認められた樹種とは、農山漁村地域の経済に対して大きな波及効果があることが明らかな樹種とします。

スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ、アスナロ及びベイマツ（米国産）

※ 基金管理委員会により指定された樹種に該当する対象地域材の対象地域材としての取扱開始日は次の表のとおりとします。

樹種	対象地域材としての取扱開始日
ベイマツ（米国産）	平成26年4月1日

対象工法について

1. 対象工法とは、樹種又は地域を示して定める工法であって、事業目的に照らして適切なものとして、あらかじめ定めるもの又は、協議会の推薦を受け、基金設置法人に設置される基金管理委員会が、農林水産大臣と協議の上、事業目的に照らし適切と認めたものとします。この認定を行うに際しては、樹種や地域の特性を踏まえるものとします。
2. なお、事業目的に照らして適切と認める工法とは、住宅の施工や材の調達・加工等を通じ、農山漁村地域の雇用、経済に対して大きな波及効果を与えることが明らかな工法をいいます。

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキユウマツ又はアスナロを主要構造材等として材積の過半使用する木造軸組工法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として材積の過半使用する丸太組構法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として材積の過半使用する枠組壁工法
- 北海道において、カラマツ又はトドマツを主要構造材等として材積の過半使用する木質プレハブ工法

登録建築材料について

1. 登録建築材料とは、内装・外装木質化の工事に使用する建築材料のうち、当該建築材料の製造業者からの申請に基づき、有識者委員会において認定され、事務局により登録された①及び②のものをいいます。
 - ① 表面に板を用いて、下層に板その他の木質系材料（ひき板、集成材、単板積層材又はランバーコア若しくはベニアコアの合板に限る。）を用いた建築材料であって、対象地域材が当該材料の材積の過半を占めるもの
 - ② 木質系材料（板を除く。）から構成される建築材料のうち外壁に用いるものであって、対象地域材が当該材料の材積の過半（新規外壁材については当該材料材積が 30%以上）を占めるものをいいます。

2. 認定を受ける際には、以下の①から④までの事項を記載した書類を提出して頂きます。
 - ① 対象地域材に係る認証の種類
 - ② 当該製品における対象地域材の使用量
 - ③ 当該製品の寸法等詳細
 - ④ その他認定に当たっての同意事項や誓約事項